

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫 様

島根県労働組合総連合

議長 舟木 健治

## 公務員賃金・労働条件の改善を求める申し入れ

島根県職員の特例減額は2012年3月で終了したものの、1993年から一時金の減額が実施され2002年からは月例給の引き下げも加わり、公務労働者の賃金は改善されるどころか減少し続けています。

さらに、「国からの要請」だとして一方的に賃金を引き下げるとは、公務労働者の生活を圧迫するものであり、断じて容認できません。

貴人事委員会は、労働基本権制約の代償機関として、公務員労働者の賃金をはじめとした労働条件の改善を求める勧告を行うべきだと考えます。

また臨時教職員は、正規採用教職員と同様の仕事をしていても低賃金で働いており、休暇制度をはじめとする労働条件でも、正規採用教職員と大きな格差があり均等待遇の実現が求められます。

職場では、長時間過密労働が常態化し、教職員は心身ともに極限状態に追い込まれています。命に関わるばかりか、教育の質の低下にもつながる事態であり、看過できません。教職員がその役割を十二分に発揮し、健康で働き続けることのできる労働条件を確立するために、2013年人事委員会勧告において、下記の事項を実現されるよう求めます。

### 記

1. 公務員賃金を引き上げ、改善する勧告を行うこと。
2. 一時金の引き上げを行うこと。
3. 公民較差が大きい初任給を大幅に引き上げるとともに、高齢層の賃金抑制を行わないこと。
4. 再任用職員の賃金は、年金支給開始までの生活維持にふさわしい水準とすること。
5. 次のことについて、改善するよう任命権者に働きかけること。
  - ① 臨時教職員の均等待遇をはかること。
  - ② 時間外勤務の縮減に向け、実効あるとりくみを行うこと。
  - ③ 実効あるメンタルヘルス・ハラスメント対策を行うこと。